

監査公表第 23 号（令和 6 年 7 月 5 日、県公報第 510 号登載）

総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関定期監査の結果に基づく措置通知（令和 5 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関定期監査の結果（令和 6 年 3 月 26 日 5 監総第 936 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 7 月 5 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

6行経第999号
令和6年6月7日

福岡県監査委員 塩川正一様
同 世利洋介様
同 森行一様
同 大島道人様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部	庁舎等維持負担金の電気料金の算定において、大規模割引額に関する取扱いを誤り、徴収額が過小となっていた。	本来徴収すべき庁舎等維持負担金について再計算し、既徴収額との差額を各入居団体から徴収した。 所属長は、関係職員に対して、以下の取組を徹底するよう指導した。 <ul style="list-style-type: none">電気供給契約に係る通知及び契約書の写しを常用ファイルとして別途保管し、通知や契約内容の変更の際、庁舎等維持負担金の算定に影響がないか必ず確認する。内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、随時これを確認して事務処理をする。